

平成25年度 第2回 砂川市地域公共交通会議

平成25年6月27日
午後2時～
砂川市役所大会議室

1. 開 会

2. 挨拶

3. 報告事項

- (1) 砂川市地域公共交通会議委員の変更について
- (2) 平成25年度地域公共交通確保維持改善事業補助金（調査事業）交付申請及び交付決定について

4. 協議事項

- (1) 平成24年度砂川市地域公共交通会議決算及び会計監査報告について
- (2) 平成25年度砂川市地域公共交通会議補正予算（案）について
- (3) 平成25年度地域公共交通調査事業の実施について
- (4) 砂川市生活交通ネットワーク計画策定調査業務委託について

5. その他

6. 閉 会

【資料】

- ・コミュニティバス路線図（南①） 資料1
- ・コミュニティバス路線図（南②） 資料2
- ・乗合タクシーエリア図（北①、北②） 資料3
- ・実証調査における運行時間 資料4

報告事項（1）

砂川市地域公共交通会議委員の変更について

	所 属	役 職	氏 名
旧	砂川市老人クラブ連合会	会 長	嶋崎 善雄
新	砂川市老人クラブ連合会	会 長	鈴木 日出男

	所 属	役 職	氏 名
旧	砂川北星ハイヤー（株）	取締役所長	山本 和敏
新	砂川北星ハイヤー（株）	取締役常務	天保 和雄

	所 属	役 職	氏 名
旧	札幌地区バス協会	(社)北海道バス協会 常務理事	日野 健一
新	札幌地区バス協会	(社)北海道バス協会 常務理事	今 武

報告事項（２）

平成 25 年度地域公共交通確保維持改善事業補助金（調査事業）交付申請及び
交付決定について

様式第 5 - 1（日本工業規格 A 列 4 番）

平成 25 年 5 月 17 日

国土交通大臣 殿

住 所 北海道砂川市西 6 条北 3 丁目 1 番 1 号
氏名又は名称 砂川市地域公共交通会議
会長 角丸 誠一 印

平成 25 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
（地域公共交通調査事業）交付申請書

平成 25 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業）金 1,400,000 円を
交付されるよう、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 5
条の規定に基づき、別紙関係書類を添えて申請します。

平成25年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
 (地域公共交通調査事業) 交付申請事業

補助対象事業者名 砂川市地域公共交通会議 (単位: 円)

補助対象事業の 名称及び内容	補助対象事業の着手 及び完了予定日	補助対象経費	補助金額
砂川市生活交通ネット ワーク計画策定調 査業務 ・現況交通実態調査 ・住民ニーズ把握調査 ・実証調査 ・生活交通ネットワー ク計画素案の検討 ・協議会開催	着手予定日: 交付決定日以降 完了予定日: 平成26年3月31日	9,732,857	1,400,000

(添付書類)

- (1) 地域公共交通調査事業の実施に関する計画
- (2) 補助対象経費に係る見積書
- (3) その他補助金の交付に関して参考となる書類

地域公共交通調査事業の実施に関する計画

1. 当該地域の公共交通の概況・問題点

本市は北海道のほぼ中央に位置し、東は夕張山系を境に赤平市、歌志内市、上砂川町に隣接した丘陵地帯が続き、西は石狩川を挟んで新十津川町、浦臼町に、北は空知川を挟んで滝川市、そして南は奈井江町に隣接した平地地帯が広がっている。東西に約 10.5km、南北に約 12.7km、総面積は 78.69 平方 km あり、市街中心部は平地地帯で南北に細長く展開し、中央には基幹道ともいべき国道 12 号のほか、JR 函館本線や道央自動車道がそれぞれ南北に伸び、豊かな緑と水に囲まれた商工農のバランスがとれたまちとなっている。

当市は、65 歳以上の高齢者が占める人口割合が 31.1%（平成 22 年国調）に達しており、全国（23.0%）、全道（24.7%）と比較しても高齢化が進んでいる地域となっており、砂川市第 6 期総合計画における人口推計において、今後も高齢者が占める人口割合は増加傾向が続くと予測されている。

市内の公共交通機関として、鉄道やバスが運行されている。その中で、特に路線バスは、市内中心部を通る 6 路線（①歌志内線②滝川美唄線③滝芦線④上砂川線⑤滝川奈井江線⑥焼山線）が北海道中央バス㈱によって運行され、市民の重要な日常生活の足となっているが、乗客数が減少傾向にあり、一部の路線では、維持確保のために、毎年多額の補償金（H22～5,703 千円、H23～6,416 千円）を支出しており、その額は増加傾向となっている。また、市内には鉄道や路線バスが運行されていない交通不便地域もあり、その地域における新たな移動手段の導入の必要性を含めた検討が必要となっている。

さらに、今後の高齢化の進行により、移動手段を公共交通に頼らざるを得ない高齢者が増えることが予想されていることに加え、昨年実施した市民アンケート結果においても新たな地域公共交通の利用意向が高いことから、地域における新たな公共交通の必要性、その他の旅客の利便の増進等を含めた、最適な公共交通のあり方の協議を行い、その方針や方向性を明確にすることが喫緊の課題となっている。

2. 目指す交通計画と策定調査の必要性

本市における最適な公共交通のあり方の方針や方向性に基づき、持続可能な地域交通ネットワークを構築するために、将来に向けた砂川市全体の生活交通ネットワーク計画を策定する。砂川市地域公共交通会議の協議において、新たな地域公共交通が必要となった場合は、H26 年度からの地域公共交通確保維持事業（フィーダー系統）を活用することを見据え、市内の必要な地域での導入を目指す。

計画を策定するには、市内の地域概況や公共交通機関の状況等について現状を把握するとともに、最適な公共交通のあり方の方針や方向性を定めるため、市民の移動ニーズを的確に把握する必要がある。また、新たな地域公共交通を実際に運行した場合の運行体制や利用状況を検証する必要がある。

3. 事業の実施内容	
実施項目	実施内容
1. 現況交通実態調査	<p>既存資料の収集・整理から、地域における高齢者の住んでいる場所や人数、世帯状況などを把握・整理する。</p> <p>また、既存公共交通機関である路線バスについて、運行状況等を把握するとともに、現状の利用実態などを明らかにするため、市内6路線の全便を対象に利用者アンケート調査及び乗降人数調査を実施し、必要な分析を行う。</p> <p>さらに、既存公共交通機関への影響や新たな公共交通のニーズを把握するため、実証調査の際に、利用者に対しアンケートを実施し、必要な分析を行う。</p>
2. 住民ニーズ把握調査	<p>新たな公共交通の必要性などを検討するにあたり、市民の具体的な移動状況、新たな公共交通の利用意向、支払意思額などの市民ニーズを把握するため、市民を対象としたアンケートを実施し、必要な分析を行う。</p> <p>調査対象は、平成24年度に実施した地域公共交通に関する市民アンケート調査結果において、利用意向の高い地区（約5,800世帯）から1,500世帯を抽出する。</p>
3. 実証調査	<p>市内の交通不便地域を中心に新たな公共交通の利用実態などの調査を行い、新たな公共交通の運行が必要な地域があるか、また運行が必要な地域がある場合はどのような運行形態が適しているかなどを把握し、その内容を計画に反映させることを目的に、9月、2月の2カ月間、有償のコミュニティバス、乗合タクシーの実証調査を実施する。</p>
4. 生活交通ネットワーク計画素案の検討	<p>現況交通実態調査、住民ニーズ把握調査、実証調査の結果などを踏まえ、市内の生活交通ネットワークの課題を整理し、地域における最適な公共交通のあり方や、生活交通の確保・維持についての基本方針などをまとめ、計画素案をとりまとめる。</p>
5. 協議会開催	<p>計画策定に向けた調査内容や、調査結果を受けて地域の最適な公共交通のあり方について協議するための協議会を開催する。</p>

4. スケジュール				
実施項目	4月	9月	12月	3月
1. 現況交通実態調査		↔		
2. 住民ニーズ把握調査		↔		
3. 実証調査		↔		↔
4. 生活交通ネットワーク計画素案の検討		↔		
5. 協議会開催 (5回程度開催予定)	↔	↔	↔	↔

5. 予算計画				
実施項目	総事業費 (見込み)	補助対象経費 (見込み)	国費 (見込み)	地域の負担 (見込み)
1. 現況交通実態調査	2,436千円	2,436千円	1,400千円	1,036千円
2. 住民ニーズ把握調査	1,008千円	1,008千円	0千円	1,008千円
3. 実証調査	4,757千円	4,757千円	0千円	4,757千円
4. 生活交通ネットワーク計画素案の検討	1,302千円	1,302千円	0千円	1,302千円
5. 協議会開催等事務費	275千円	230千円	0千円	275千円
合計	9,778千円	9,733千円	1,400千円	8,378千円

北企交第6号
平成25年5月30日

砂川市地域公共交通会議
会長 角丸 誠一 殿

北海道運輸局長 西川 健



平成25年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(地域公共交通調査事業) 交付決定通知書

平成25年5月17日付けで申請のあった「平成25年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域公共交通調査事業)」については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、同法第8条の規定により通知する。

記

1. 補助金対象事業 地域公共交通調査事業
2. 補助対象経費及び補助金額額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	9,732,857円	}	(内訳別紙)
補助金の額	金	1,400,000円		
3. 補助対象事業については、当該補助対象事業に係る地域公共交通調査事業の実施に関する事項を記載した計画に即して実施するものとする。
4. 補助対象事業者は、適正化法、同法施行令(昭和30年政令第255号)及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

別紙

平成25年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(地域公共交通調査事業) 交付決定事業

補助対象事業者名 砂川市地域公共交通会議 (単位:円)

補助対象事業の 名称及び内容	補助対象事業の着手 及び完了予定日	補助対象経費	補助金額
砂川市生活交通ネットワー ク計画策定調査業務 ・現況交通実態調査 ・住民ニーズ把握調査 ・実証調査 ・生活交通ネットワーク計 画素案の検討 ・協議会開催	着手予定日: 交付決定日以降 完了予定日: 平成26年3月31日	9,732,857	1,400,000



協議事項（１）

平成２４年度砂川市地域公共交通会議決算及び会計監査報告について

歳入 （単位：円）

款	項	目	予算額	決算額	増減	説明
1 負担金	1 負担金	1 負担金	118,000	56,270	△61,730	砂川市負担金
2 補助金	1 国庫補助金	1 国庫補助金	0	0	0	
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	0	0	
4 諸収入	1 雑入	1 雑入	0	0	0	
合計			118,000	56,270	△61,730	

歳出 （単位：円）

款	項	目	予算額	決算額	増減	説明
1 運営費	1 会議費	1 会議費	88,000	25,050	△62,950	委員報償、委員費用弁償
	2 事務費	1 事務費	30,000	31,220	1,220	会長印、事務用品、振込手数料
2 事業費	1 事業費	1 事業費	0	0	0	
3 返還金	1 返還金	1 返還金	0	0	0	
4 予備費	1 予備費	1 予備費	0	0	0	
合計			118,000	56,270	△61,730	

歳入合計 56,270 円
 歳出合計 56,270 円
 差引残額 0 円


会計監査報告

平成24年度砂川市地域公共交通会議歳入歳出決算について、予算整理簿、預金通帳、関係証拠書類を監査した結果、全て正確かつ適正に処理されていると認められたため、ここに報告いたします。

平成25年6月10日

砂川市地域公共交通会議

監事 高村雄輝 

監事 尾崎隆男 

協議事項（２）

平成２５年度 砂川市地域公共交通会議 補正予算（案）について

歳入 (単位：千円)

款	項	目	当初予算額	補正額	補正後額	説明
1 負担金	1 負担金	1 負担金	10,440	0	10,440	
2 補助金	1 国庫補助金	1 国庫補助金	0	1,400	1,400	地域公共交通確保維持 改善事業費補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	0	0	
4 諸収入	1 雑入	1 雑入	0	0	0	
合計			10,440	1,400	11,840	

歳出 (単位：千円)

款	項	目	当初予算額	補正額	補正後額	説明
1 運営費	1 会議費	1 会議費	454	0	454	
	2 事務費	1 事務費	89	0	89	
2 事業費	1 事業費	1 事業費	9,897	0	9,897	
3 返還金	1 返還金	1 返還金	0	0	0	
4 予備費	1 予備費	1 予備費	0	1,400	1,400	
合計			10,440	1,400	11,840	

平成２５年度地域公共交通調査事業の実施について

１．目的

新たな公共交通の必要性等を含めた、最適な公共交通のあり方を示した砂川市生活交通ネットワーク計画を策定するため、調査事業を実施するものである。

２．補助事業の活用

国の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」に基づく補助事業を活用する。

３．調査事業の内容

（１）現況交通実態調査

①地域の人口・世帯状況の整理

交通弱者となる可能性の高い高齢者の住んでいる場所や高齢者数、世帯状況などを調査し、新たな公共交通を求める潜在需要を把握する。

●実施時期：９月

●調査方法

住民基本台帳（個人情報を除く）、国勢調査データを活用して行う。

●調査内容

交通不便地域における高齢者の居住場所及び高齢者数、世帯状況を調査し、運行ルートおよび運行エリアを検討する際の資料とする。

②路線バス運行状況の把握

市内路線バスの路線ごとの利用人数および収支状況等について交通事業者へのヒアリングや情報提供を受け、路線バスの運行状況を把握する。

●実施時期：９月

●調査方法

市内で運行しているバス事業者に聞き取り調査を実施する。

●調査内容

利用者数、収支状況、運行上の問題点等を調査し、既存公共交通体系の見直しの可能性についての検討資料とする。

③バス乗降調査

市内を運行する路線バスの利用者に対し、アンケート調査及び乗降人数調査を実施し、既存の路線バスの利用実態や問題箇所などを明らかにする。

●実施時期：１０月の平日１日（火曜）、休日１日（日曜）

●調査対象

市内で運行する６路線（滝川美唄線、滝芦線、滝川奈井江線、焼山線、上砂川線、歌志内線）の全便を対象

●調査方法

調査員がバスに乗車して利用者カウント及び乗客全員に対して、筆記用具の要らない穴あけ式アンケート用紙を配布・回収する。

●調査内容

年齢・外出先・外出目的・外出目的地への外出頻度、公共交通の利用ニーズ、各バス停の乗降人数などを調査し、利用者ニーズに即した市内公共交通の改善策の検討資料とする。

④実証調査利用者アンケート調査

実証調査時に利用者に対しアンケート調査を実施し、既存交通機関への影響や新たな公共交通のニーズを把握する。

●実施時期：9月（実証調査実施期間中）

●調査方法

実証調査車両に、穴あけ式アンケート用紙、返信用封筒、回収箱を設置する。利用人数は乗務員が記録する。

●調査内容

利用状況（曜日・時間ごとの利用人数、乗降場所）、運行に関する意見、及び既存交通機関の利用状況を調査し、新たな公共交通の必要性及び本格運行を検討する際の資料とする。

（2）住民ニーズ把握調査

新たな公共交通の必要性などを検討するにあたり、市民の具体的な移動状況、新たな公共交通の利用意向、支払意思額などの市民ニーズを把握するためアンケート調査を実施する。

●実施時期：10月

●調査対象

昨年実施した市民アンケート調査により利用意向の高い地区を対象とする。

対象地区：富平地区、空知太中地区、北光地区、一の沢地区、吉野地区、西豊沼地区、東豊沼地区、市街地南地区

●調査方法

1,500世帯を無作為抽出し、アンケート用紙を郵送し回収する。

●調査内容

個人属性として「住所・性別・年齢・職業」、買物・通院の状況として「交通手段・回数・曜日・外出時間帯・滞在時間帯」及び公共交通の利用意向・支払意思額など調査し、利用者ニーズに即した公共交通体系を検討する資料とする。

（3）実証調査

砂川市に合った新たな公共交通の導入を検討するにあたり、市内の交通不便地域を中心に公共交通の利用実態などを把握するため、コミュニティバスや乗合タクシーの実証調査を実施する。

●実施時期：9月・2月

●調査対象：既存路線区域を除いた市内全域

●調査方法

定時定路線型コミュニティバス及びデマンド型乗合タクシーを運行する。

●調査内容

◇運行日：全日運行（土日、祝日ダイヤ設定）

◇運行ルートおよびエリア

〈9月〉

・南ルート①→ 資料1、南ルート②→ 資料2

・北エリア①及び②→ 資料3

〈2月〉

・9月の利用状況等を勘案し運行ルートやエリアを設定

◇運行形態

〈9月〉

- ・南ルート→定時定路線型コミュニティバス運行（定員 29 人以下のマイクロバス）
- ・北エリア→デマンド型乗合タクシー運行
北エリア①→小型車両による運行
北エリア②→ジャンボ車両と小型による運行
※小型車両は定員 3 人、ジャンボ車両は定員 9 人で運行する。

〈2月〉

- ・9月の利用状況等を勘案し運行形態を設定

◇運行便数

平日：各ルートそれぞれ午前 2 便、午後 2 便（往復）

休日：各ルートそれぞれ午前 1 便、午後 1 便（往復）

◇運行時刻

資料 4

◇乗降形態

- ・コミュニティバス→停留所を設定し、まちなか乗降地の「砂川駅前」、「市立病院前」、「公民館前」、「ふれあいセンター前」までを運行する。

▶まちなかへ向かう便：停留所→乗車のみ

まちなか乗降地→下車のみ

▶各地域に向かう便：まちなか乗降地→乗車のみ
停留所→下車のみ

※各停留所は資料 1、資料 2 を参照

※一部フリー乗降区間を設定

- ・乗合タクシー →自宅前から、まちなか乗降地までを運行するので、途中下車はできない。

◇利用対象者

一人で乗降が可能な方

（介護が必要な方は介護者同伴、小学生未満は保護者同伴）

◇運賃

1 回乗車につき

・コミュニティバス→ 大人 200 円、小人（小学生）100 円

・乗合タクシー→500 円

※運賃は現金扱いとし、小学生未満は無料とする。

◇予約受付（乗合タクシー）

- ・予約受付は市役所で行い、受付日は月～金曜日までとする。
- ・予約時間は前日の 9 時～16 時まで（往復分を受付）
- ・休日（土曜日、日曜日、祝日）の翌日の利用予約は、休日前の平日 9 時～16 時までとする。
- ・利用者事前登録は行わない。

(4) 生活交通ネットワーク計画素案の検討

① 新たな公共交通の必要性の検討

●実施時期：8月～

●実施内容

各種調査結果などを整理し、新たな公共交通の導入の必要性などを検討するための資料を作成する。

② 公共交通の利用促進

●実施時期：8月～

●実施内容

公共交通の利便性向上に向けた情報提供方策を検討するための資料、実証調査の周知チラシなどを作成する。

③ 生活交通ネットワーク計画素案のとりまとめ

●実施時期：11月～

●実施内容

会議における検討結果を踏まえ、新たな公共交通の必要性及び本格運行などについて検討した結果を盛り込んだ生活交通ネットワーク計画素案をとりまとめる。

4. 広報・周知活動

地域公共交通調査事業を実施するにあたり、生活交通ネットワーク計画策定の必要性及び各種調査の実施について市民に周知し、実証調査運行の利用を促進するために、広報・周知活動を行う。

(1) 広報すながわ掲載

- ・8月 1日号→ 調査事業の実施及び実証調査車両の利用方法、地域説明会の開催
- ・8月15日号→ 地域説明会の開催
- ・9月 1日号→ 実証調査の開始

(2) 砂川市ホームページへの掲載

- ・8月1日～ → 調査事業の実施及び実証調査車両の利用方法、地域説明会の開催

(3) 町内会への回覧

- ・7月下旬 → 実証調査の実施、地域説明会の開催

(4) 各戸チラシ配布

- ・8月中旬 → 実証調査の実施

(5) ポスター掲示

- ・8月中旬 → 市立病院、市役所、公民館、ふれあいセンター、各地区会館に掲示

(6) 地域説明会

- ・8月中～下旬→ 各地区会館15カ所にて開催
 - ①南吉野老人憩の家 ②南地区コミュニティセンター
 - ③豊栄会館 ④宮川集会所 ⑤宮川老人憩の家
 - ⑥東地区コミュニティセンター ⑦一の沢会館
 - ⑧石山老人憩の家 ⑨空知太老人憩の家 ⑩袋地会館
 - ⑪富平地区コミュニティセンター ⑫北光老人憩の家
 - ⑬北地区コミュニティセンター ⑭すずらん団地集会所
 - ⑮吉野会館

※上記の他、町内会、老人クラブ等から依頼があれば随時実施する。

協議事項（４）

砂川市生活交通ネットワーク計画策定調査業務委託について

1. 委託内容

砂川市生活交通ネットワーク計画策定のための調査業務

2. 委託業者の選定方法について

各種調査・検討をおこない、生活交通ネットワーク計画の策定を円滑に進めるためには、専門的な見地から一体的・総合的に取り組みを進める必要があることから、砂川市がおこなう契約事務に準じて、砂川市競争入札参加資格者のうち、北海道内で同様の調査業務の受注実績がある交通コンサルタント業者３社を事務局において指名し、指名競争入札により業者を選定する。

3. 入札予定時期

7月中

4. 契約期間

契約を締結した日から平成26年3月31日まで